

令和6年6月28日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和6年6月25日付託分)

福祉子どもみらい局

目 次

令和6年度6月補正予算

ページ

- 1 令和6年度6月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】…………… 1
- 2 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】…………… 2

議案（条例その他）

- 3 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要…………… 4
- 4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要… 5
- 5 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要…………… 6

1 令和6年度6月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	1,706,978	1,500	1,708,478	1,500	—	—	—	
(項) 青少年費	1,706,978	1,500	1,708,478	1,500	—	—	—	
(款) 民生費	353,630,024	5,827,943	359,457,967	1,545,920	—	4,278,252	3,771	
(項) 社会福祉費	17,153,515	200	17,153,715	200	—	—	—	
(項) 障害福祉費	87,686,290	292,740	87,979,030	288,961	—	8	3,771	
(項) 老人福祉費	122,750,864	5,507,527	128,258,391	1,229,283	—	4,278,244	—	
(項) 生活保護費	8,881,106	7,582	8,888,688	7,582	—	—	—	
(項) 児童福祉費	117,158,249	19,894	117,178,143	19,894	—	—	—	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款) 教育費	66,939,281	38,252	66,977,533	38,252	—	—	—	
(項) 私学振興費	66,939,281	38,252	66,977,533	38,252	—	—	—	
一般会計 計	422,276,283	5,867,695	428,143,978	1,585,672	—	4,278,252	3,771	

(特別会計)

介護保険財政安定化基金会計	725	—	725	
母子父子寡婦福祉資金会計	1,821,241	—	1,821,241	

福祉子どもみらい局 計	424,098,249	5,867,695	429,965,944	
-------------	-------------	-----------	-------------	--

2 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】

(1) 2款 総務費 10項 青少年費

- 子ども・若者支援事業費 1,500千円
電気代・ガス代等の高騰によるひきこもり等支援団体の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(2) 4款 民生費 1項 社会福祉費

- 困難な問題を抱える女性等支援事業費 200千円
電気代・ガス代等の高騰による困難を抱える女性を支援する団体の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(3) 4款 民生費 2項 障害福祉費

- 障害福祉施設指定管理費 3,771千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。
- 障害福祉施設等物価高騰対応費 288,969千円
電気代・ガス代等の高騰による障害福祉施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(4) 4款 民生費 3項 老人福祉費

- 認知症高齢者施策推進事業費 30,282千円
電気代・ガス代等の高騰による高齢者団体等の負担を軽減するため、支援金を支給する。
- 介護施設整備費補助 4,278,218千円
介護施設の大規模修繕・耐震化工事や、大規模修繕の際に併せて行う介護ロボットやICT機器の導入に対して補助する。また、介護職員の宿舎を整備する経費に対して補助する。
- 高齢者施設等物価高騰対応費 1,199,027千円
電気代・ガス代等の高騰による高齢者施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(5) 4款 民生費 4項 生活保護費

- 生活困窮者自立支援事業費 1,520 千円
電気代・ガス代等の高騰による生活困窮者支援団体の負担を軽減するため、支援金を支給する。
- 救護施設等物価高騰対応費 6,062 千円
電気代・ガス代等の高騰による救護施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(6) 4款 民生費 5項 児童福祉費

- 児童養護施設等物価高騰対応費 19,894 千円
電気代・ガス代等の高騰による児童養護施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(7) 11款 教育費 8項 私学振興費

- 私立学校物価高騰対応費 38,252 千円
電気代・ガス代等の高騰による私立学校の負担を軽減するため、支援金を支給する。

3 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の基準に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

3歳児への職員の配置基準（子ども：職員）を20：1から15：1に引き上げるとともに、4・5歳児への職員の配置基準（子ども：職員）を30：1から25：1に引き上げる。（第2条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

公布の日

イ 経過措置

子どもの教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第2条第4号ア（ウ）及び（エ）の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第2条第4号ア（ウ）及び（エ）の規定は、なおその効力を有する。

4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所の基準に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

3歳児への保育士の配置基準（幼児：保育士）を20：1から15：1に引き上げるとともに、4・5歳児への保育士の配置基準（幼児：保育士）を30：1から25：1に引き上げる。（第46条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

公布の日

イ 経過措置

保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第46条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第46条第2項の規定は、なおその効力を有する。

5 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の基準に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

3歳児への保育教諭の配置基準（園児：保育教諭）を20：1から15：1に引き上げるとともに、4・5歳児への保育教諭の配置基準（園児：保育教諭）について30：1から25：1に引き上げる。（第8条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日
公布の日

イ 経過措置

園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第8条第3項の表1の項及び2の項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第8条第3項の表1の項及び2の項の規定は、なおその効力を有する。